

## 6 食の安全・安心

### (1) 北のクリーン農産物表示制度 (YES! Clean)

北のクリーン農産物表示制度 (YES! Clean) とは、これまでも北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台としながら、さらに農薬や化学肥料の投入量を削減する「クリーン農業技術」を導入し生産された、よりクリーンな農産物の栽培方法などを分かり易く表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールするものです。

管内では、令和4年(2022年)5月現在、68団体が登録されています。

### (2) 北海道らしい食づくり名人

北海道では、地域でその土地ならではの農産物を作っている人、地域が誇るこだわりの加工品や郷土料理を作っている人など、地域の風土や食文化などを活かした北海道らしい食づくりを行っている方々を「北海道らしい食づくり名人」として登録し、名人の持つ「技」などの情報を公開しています。

令和4年(2022年)12月現在、管内では21名が登録されています。

### (3) エコファーマー

エコファーマーとは、「堆肥等施用技術」「化学肥料低減技術」「化学農薬低減技術」の3つの技術を用いて行われる合理的な農業の生産方式である持続性の高い農業生産方式を導入し、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(導入計画)」を都道府県知事に提出して、作物毎に認定を受けた農業者のことを指します。

令和5年(2023年)2月現在、管内では594名(法人)が認定されています。

### (4) 環境保全型農業

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために環境保全に効果の高い営農活動に対する取組についても、管内では早くから取り組まれています。令和3年度では全道の約27%を占める32区域で活動が行われており、実施面積は全道の約19%を占める3,817haで取り組まれています。

○ 令和3年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

区分	実施件数(件)	実施面積(ha)	支援対象取組別								作物区分別					交付金額(千円)
			堆肥の施用	カバー・クロープ	リビングマルチ	草生栽培	不耕起播種	秋耕	有機農業	地域特認取組	水稲	麦・豆	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	
空知	32	3,817	739	907	461	5	0	16	224	1,464	1,692	1,133	440	16	533	226,496
全道	120	19,472	5,354	6,719	2,780	7	0	36	1,873	2,704	3,226	8,397	3,295	68	4,487	1,151,000

(資料：北海道農政部食品政策課調べ)

# 7 農村振興等の概要

## (1) 農業農村整備の概要

農業農村整備は、農業の生産基盤と農村の生活環境の整備を通じて、農業・農村の持続的発展を図り、「食」の安定供給や農業・農村が有する多面的機能の発揮を目的とする取組です。

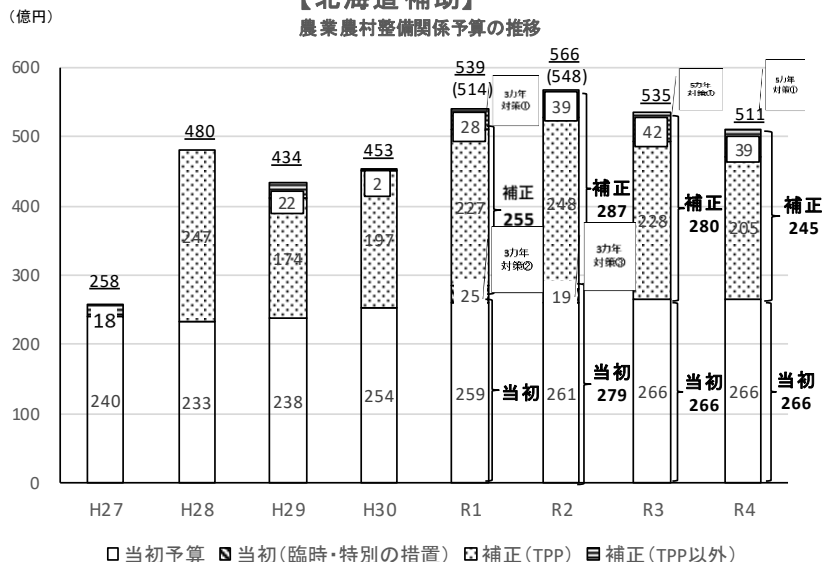
具体的には、低コスト生産に向けたほ場の大区画化、農地の排水性強化に向けた排水施設・暗渠排水などの整備、農業用水の安定供給に向けた用水施設の整備、健全な土づくりに必要な堆肥投入や客土などの土層改良があり、安全・安心な農畜産物の提供と生産性の向上を目指します。

さらに、農業集落活性化施設、農業集落排水施設、都市農村交流施設などの整備を行うことによって農業集落の生活環境を整え、都市と農村の交流を促進し、農業の振興を通じた総合的な農村の活性化を図っていきます。

また、近年では、事業のトータルコストの低減、農業以外の多面的機能、環境との調和への配慮など、農家のみならず地域住民にも理解が得られるような事業の実施を推進しています。

### 【北海道補助】

#### 農業農村整備関係予算の推移



※補正は前年度補正であり、いわゆる「15か月予算」(R4については「16か月予算」)として表している。

※()は当初(臨時・特別の措置)を除いた額。

※農業農村整備事業のうち、非公共予算を除く。

※四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しないものがある。

## (2) 空知管内の道営農業農村整備事業

事業名	事業の趣旨	主な事業内容
農地整備事業（経営体育成型）	水田地帯において、将来の農業生産を担う経営体の育成や担い手への農地集積・集約化を図り、生産効率の向上、高収益作物の導入・拡大等を進めるため、大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。	区画整理、用排水施設、暗渠排水、客土、農道等
農地整備事業（中山間地域型）	農業の生産条件等が不利な中山間地域において、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等の推進に資するため、農地や農業水利施設の整備を機動的かつ効率的に実施し、農業競争力の強化を図る。	農業用排水施設、農道、客土等
水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））	水利用の安定と合理化及び農産物の品質向上と農業生産の安定化を図るため、農業用排水施設等の整備を実施する。	農業用排水施設の施設、変更等
水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	国営及び道営土地改良事業により造成された農業水利施設について、機能保全計画に基づく対策工事を実施する。	機能保全計画の対策工事の実施
水利施設等保全高度化事業（水施設整備事業（農地集積促進型））	高いレベルの農地集積・集約や生産性の向上を図るため、農地集積が一定以上のレベルに達している地区を対象に、既存の農業用排水施設を活用しつつ徹底した水管理の省力化を図るシステム整備を支援する。	農業用排水施設の施設、廃止、変更等 暗渠排水、客土、区画整理
農地中間管理機構関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構が借り入れている農地の基盤整備を実施する。	区画整理、農用地造成、機構集積推進事業等
農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池や農業用排水施設等の補修、改築を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。	ため池改修、堤体補強工、取水施設工、水路工、洪水吐等
農道整備特別対策事業	農業農村の振興と定住環境の改善を図るために早急に整備を行う必要がある農道について、単独または他の国庫補助事業と連携した農道に新設または改良等を行う。	農道の施設または改良・舗装、農道付帯施設の整備

### (3) 中山間地域等直接支払制度の概要

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動等を通じて国土の保全、水資源のかん養、良好な景観の形成、国民に保健休養の場を提供するなどの多くの多面的機能を有しています。しかし、中山間地域等は、傾斜地が多いことなどから農業生産性が低く、高齢化が進行し、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されています。

本制度は、中山間地域等において、農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差の8割を直接支払うものとして、平成12年度から実施されています。

管内では、全24市町のうち、18市町が本制度を実施しており、令和3年度の参加協定数は123件で、交付金額は約16億円となっており、交付金額の全道に占める割合は22%となっています。

また、岩見沢市の一部集落が令和元年に制定・施行された「棚田地域振興法」の指定棚田地域となり、指定地域では棚田を含めた地域景観の維持に係る活動や地元の小学生の体験学習の受入など、棚田を活かした地域振興活動が行われています。

#### ○ 令和3年度 実施状況

区分	集落協定数 (件)	協定参加者 (人・組織)	交付金交付面積 (ha)			交付金額 (百万円)
			田	畑	草地	
空知	123	3,277	15,797	408	184	1,606
全道	316	15,129	36,456	4,945	224,583	7,464

\*集落協定は、対象農用地において、農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定です。

### (4) 多面的機能支払交付金の概要

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や国土保全等の多面的機能を有していますが、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、生産者だけでなく地域住民などの多様な主体が参画した農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図るための取組などを推進する必要があります。

このため、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

空知管内においては24市町のうち22市町の地域において、活動組織による水路の土砂上げや景観形成のための植栽などの共同活動を実践しています。

#### ○ 令和4年度 実施状況

区分	農地維持支払		資源向上支払(共同)		資源向上支払(長寿命化)		交付金額 (百万円)
	対象組織数	認定農用地面積 (ha)	対象組織数	認定農用地面積 (ha)	対象組織数	対象農用地面積 (ha)	
空知	118	96,910	115	96,460	3	567	3,529
全道	720	782,390	697	726,416	7	1,435	11,946

### (5) 農村ツーリズム

農山漁村の豊かな自然や、食、歴史・分化、農林漁業・生活体験などを観光資源として活かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで農村ツーリズム＝農泊や教育旅行(グリーン・ツーリズム)の取組が盛んに行われています。

管内では、札幌に近い優位性を活かして、農業体験や直売所、観光農園などといった日帰り型の施設とともに、修学旅行生の受入をはじめとしたファームインなど滞在型の施設も増加しており、その施設数は502(R3)と全道一で道内施設数の約2割を占めています。特に、長沼町や広域市町で取り組まれている「そらちDEい〜ね」による修学旅行生の受入が先進的に取り組まれています。

## 8 農業関係団体

### (1) 市町及び農業委員会

管内には、10市、14町の24市町があり、このうち歌志内市及び上砂川町を除く22市町において、農業振興地域整備計画に基づき農業の振興が図られています。また、農業委員会が22市町に設置され、農地の利用関係の調整をはじめ、農地の権利、年金、農地紛争の防止等、地域農業の振興にとって重要な役割を果たしています。

### (2) 農業協同組合

管内には、13の総合農協と1つの専門農協があり、組合員の経営安定化と生活の向上のため、営農指導、販売、購買、信用、共済などの各種の事業を通じ、地域農業の発展に大きな役割を果たしています。

### (3) 農業共済組合

農業者が自然災害や不慮の事故によって受ける損害を補填し、損害防止活動を通して被害率の低下に努め、農業経営の安定・存続に大きく貢献しています。

なお、農作物共済（水稻、麦）、畑作物共済（てん菜、馬鈴しょ、豆類）、果樹共済（りんご）、園芸施設共済、家畜共済、農機具共済など、ほとんどの主要作物等について、共済事業が実施されており、農業者の保険需要に適応した事業推進が図られています。

### (4) 土地改良区

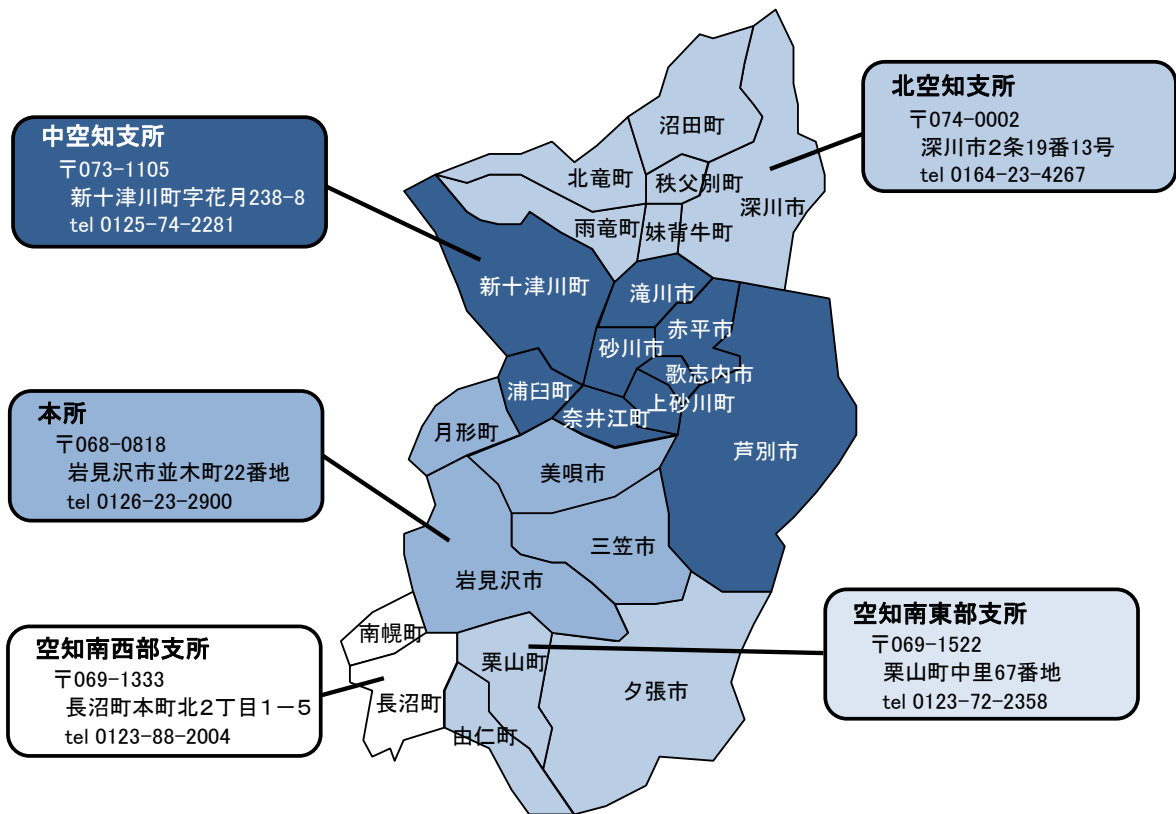
管内には18の土地改良区があり、農業用水路等の土地改良施設の維持管理、農業用水の利用調整、農業生産基盤の整備などの事業を通じて、地域農業の振興に重要な役割を果たしています。

# 9 農業関係機関

## (1) 空知農業改良普及センター

農業者に対し、普及指導員が農業経営、農村生活の改善に関する知識及び技術の普及指導や情報提供を行っています。管内には1本所4支所が配置されています。

空知農業改良普及センターの管轄区域



## (2) 空知家畜保健衛生所

家畜伝染病の予防及びまん延防止、原因不明疾病の診断、家畜飼養者への飼養衛生管理基準の遵守に係る指導など家畜の健康と安全で安心な畜産物生産の一翼を担っています。所内体制は予防課、指導課、BSE検査室に分かれています。

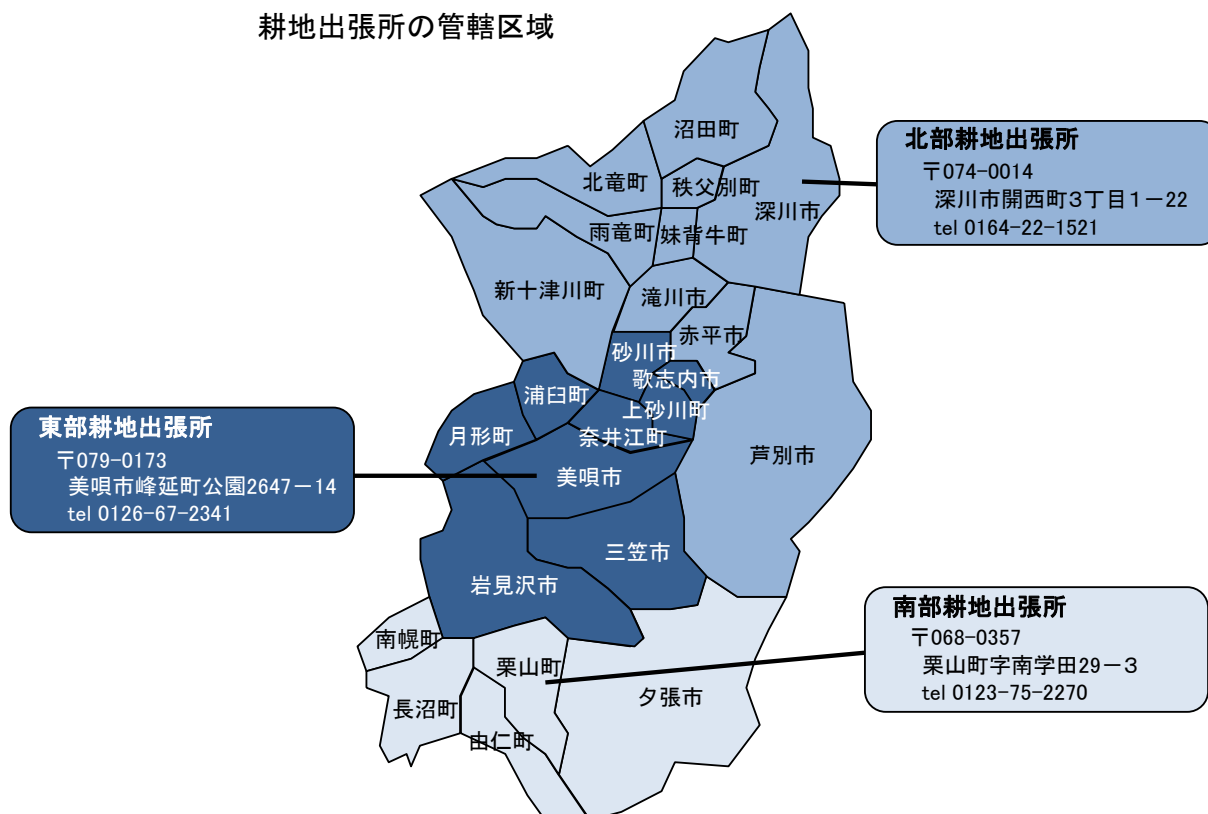
空知家畜保健衛生所	〒079-0181	岩見沢市岡山町12番地37
空知家畜保健衛生所BSE検査室	〒069-0207	南幌町南7線西15番地

### (3) 耕地出張所

農業農村整備事業のうち道営事業の実施に当たって、①受益農家への対応、②地元市町村等との連絡調整、③工事の実施に必要な調査、測量、設計、積算及び工事監督、④用地の買収及び補償交渉の業務について、地元市町、農協、土地改良区などの協力を得ながら進めています。

管内には、東部、南部、北部の3耕地出張所が配置されています。

耕地出張所の管轄区域



### (4) 地方独立行政法人北海道総合研究機構

道内には農業研究本部傘下の試験場として、6つの農業試験場（1支場）と畜産試験場、花・野菜技術センターが設置されており、管内には、中央農業試験場及び花・野菜技術センターが配置されています。

新品種の育成や作物の栽培法、土壌改良や病害虫の防除法等の研究を通じて、地域に適した合理的な農業を確立するための研究を行っています。

中央農業試験場	〒069-1395	長沼町東6線北15条
花・野菜技術センター	〒073-0026	滝川市東滝川735番地

# 空知の農業 2023

編集・発行 北海道空知総合振興局産業振興部農務課  
〒068-8558  
岩見沢市8条西5丁目  
TEL 0126-20-0080  
FAX 0126-22-1099

